

令和7年6月25日

## 令和7年6月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日（水）午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 石井町役場2階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬

3番 岩本 達也

4番 阿部 義明

5番 吉浦 武夫

6番 山口 裕美

7番 上田 敏雄

8番 藤井 利夫

9番 綱木 厚夫

11番 廣瀬 茂晴

12番 上田 武志

13番 近久 光雄

14番 大西 佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第22号 非農地証明願について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

局長 ただいまより令和7年6月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番棄内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。  
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。  
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は9番 綱木委員、11番 廣瀬委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。  
議案第19号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧下さい。議案第19号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。  
石井町長より、令和7年6月17日付で、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が20件、更新が0件で、計20件、43筆、46,105m<sup>2</sup>となっております。  
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それではこれより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いい

たします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第20号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。

このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。

農地中間管理権の新規4件、16筆、11,202.90m<sup>2</sup>です。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第20号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号77及び78については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号77について、高川原字南島の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第21号、農地法第5条許可による許可申請に対する意見について、受付番号77について説明いたします。

6月17日に田幡会長、藤井会長職務代理、近久委員、大西委員、私の5名と太田事務局長、片岡主幹で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇外1筆、登記地目が田で現在は休耕地、転用面積は合計2,200m<sup>2</sup>、譲渡人が〇〇〇〇氏、譲受人は株式会社〇〇、売買による所有権移転であります。

譲渡人が年齢的なことや後継者がいないことから農地の売買を計画し、申請地の日照条件、形状、面積が太陽光発電施設用地に適していたことから本転用申請にいたったとのことです。

申請地の周囲は、西側が県道で、北側の一部が太陽光発電施設用地と接しているほかは、農地です。

造成は行わず、整地の後に防草シートを敷いた上に碎石を敷きます。

雨水は地下浸透させます。

境界から余裕をもってフェンスを設置して太陽光パネルを配置します。

付近の土地、作物等に影響は無いとのことであり、施工においても十分に注意して行うことです。

万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処することが、申請書に記されています。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。

審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号77の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人に農業後継者が無く、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル415枚と50kW発電のパワコン3台を設置します。発電出力は150kWと高圧発電であり、設備の保安管理業務を外部に委託して行い

ます。

周囲は、西側が県道、北側は太陽光発電施設用地と農地、東側は農地、南側は里道を挟んだ農地です。

周囲との民地境界には既存コンクリート壁があります。南側の里道とは高低差があり法面下が境界となっているため境界に問題はないとのことです。

周囲の農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのことです。

造成は行わず整地し、防草シートを敷いた上に碎石を敷きます。雑草はあまり生えないと考えられますが、除草業者と委託して定期的な除草作業を行うとのことです。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはない見込まれます。

境界から余裕を持ってフェンスを設置し、看板は県道に面した北側部分に設置します。

周辺農地等に影響はないが、被害が出た場合は譲受人が責任をもって対処することです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非F I Tであり、株式会社○○に売電することが契約書の写しで確認できます。売電会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号77について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号77は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号78について、高川原字市楽の担当であります14番大西

委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第21号、農地法第5条許可による許可申請に対する意見について、受付番号78について説明いたします。

6月17日に代理人の行政書士と田幡会長、藤井会長職務代理、上田武志委員、近久委員、私の5名と太田事務局長、片岡主幹により現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字市楽〇〇〇番〇、971m<sup>2</sup>と〇〇〇番〇、386m<sup>2</sup>の計1,357m<sup>2</sup>。登記地目が田で現況は茅が繁茂している状態でしたが、現地確認時に改善を指導した結果、これは刈り払われ周囲の農地に影響がない状態になっております。

申請地の周囲は、南側、北側、西側が田です。東側は水路及び町道、それを挟んだ譲受人のグループホームとなっております。

なお、転用する2筆の間には用水があります。

譲渡人は高齢で県外在住、農業の後継者もいないとのことであり、社会福祉法人がグループホームを追加で建設する計画に応じて本申請にいたったとのことです。

申請地は、既設グループホームに隣接することから職員の利便性が良好です。

市楽〇〇〇番〇に施設及び駐車場を設置し、市楽〇〇〇番〇は入居者の園庭とします。

盛土は数センチから十数センチです。部分的にフェンスを設置する計画です。

麻名用水土地改良区からは、以前に別の福祉施設建設設計画があったときに脱退済です。

本申請においては、改めて隣地関係者に説明を行い承諾済みとのことです。

グループホームからの排水は、25人槽の合併浄化槽を通し、町の管理水路に流します。雨水も集水枠からその水路に流す予定で、周辺の土地に雨水が流れないようにすることです。

申請地は、長期にわたり遊休農地であったため、周辺農地への影響から指導対象としておりました。

茅が繁茂していたため容易に農地に復元することが困難であったことからも転用は、やむを得ないとと思われます。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号78の申請地は、平成28年に社会福祉施設用地として農用地区域から除外された第1種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

譲渡人が県外に居住し、農業後継者もいないこと、申請地周辺に譲受人の社会福祉施設が集積しグループホームの建設において適地であることから転用するものです。

グループホームは、農地法施行規則第34条第3号に規定する、市街地に設置することが困難または不適切な施設であり転用の不許可の例外に該当するため、第1種農地であっても転用可能であることを徳島県農林水産部農林水産政策課に確認しております。

国土調査がまだ実施されていない区域であり、実測面積は○○○番○が1, 132m<sup>2</sup>、○○○番○が390m<sup>2</sup>です。施設の敷地となるのは、これから町道のコンクリート法面を除いた部分になります。

徳島県東部県土整備局と開発行為は協議済みで、許可申請書の写しが添付されています。

除外当時から転用者と建築物が変わることについては、周辺地域の方に説明し、承諾を得ているとのことです。

周囲は、東側が町道、それ以外は農地です。2筆の間には、麻名用水土地改良区の水路を挟みます。○○○番○に施設を建て、○○○番○は施設入居者の庭園とします。

造成については、既存コンクリート壁及び新設コンクリート擁壁の高さ以下、16cm以内で、山土にて造成します。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

給水は町道内の給水管から引き込みます。

排水は浄化槽から町道側溝に流します。流末は河川とのことです。このことは建設課と協議済みです。敷地内の雨水は基本的に地下浸透となります。

周辺農地等に影響はないとのことです。

預金残高証明書等により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区とは当初の除外時に手続き済みなことから意見書が改めて交付されてないことを確認し、これにかかる誓約書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。以上です。

議長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号78について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号78は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第22号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号79については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号79について、高原字東高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第22号、非農地証明願、受付番号79について説明いたします。

6月12日に上田敏雄委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、代理人の行政書士立ち会いのもと内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高原字東高原○○○番○、地目は登記が畠、現況が宅地の176m<sup>2</sup>です。

ここは、申請者の住宅の南側に接しており、昭和50年に農業倉庫が建てられたとのことです。

現在もその敷地となっていることを確認しております。

添付されている空中写真には、申請地上の倉庫が写っております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地への復元が著しく困難であるため、非農地証明の交付はやむを得ないと考えます。

審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号79の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地は昭和50年に農業用倉庫が建設され、現在まで利用されてきたとのことです。

現在も農業用倉庫があり、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、平成15年4月6日に

国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。以上です。

議長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号79について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号79は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年6月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。